

令和5年度飯能市低所得者の子育て世帯に対する加算給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

(宛先) 飯能市長

受付印

申請期限は、**令和6年5月31日(木)**までとなります。

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

該当する□にチェック(✓)してください

非課税世帯 ・ 均等割のみ課税世帯

1. 申請・請求者(世帯主)

※令和5年12月1日時点で記載してください。

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

代理欄(代理人が申請・受給する場合は下欄に記入してください。)

※下欄に記入の上、代理人と本人(世帯主)の本人確認書類を添付してください。

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 本給付金の { 申請・請求 受給 申請・請求及び受給 } を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主 氏名 (印)

2. こども加算給付金の対象児童

※令和5年12月1日時点で記載してください。(令和5年12月1日以降生まれは最新で記載)

(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	性別	生年月日	生計を同一にする児童である
1			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
2			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
3			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
4			平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳表紙見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、飯能市給付金担当(電話042-978-8031)にお問い合わせください。

※ ※ ※ 裏面も必ずご確認ください ※ ※ ※

事務担当者使用欄

窓口	受付				金額	備考	確認	入力
	申請書	本人確認	口座	課税 (非課税) 証明	5万円× 人			
郵送					万円			

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

- ① 令和5年度飯能市低所得者の子育て世帯に対する加算給付金の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
【非課税世帯の子ども加算給付金の場合】
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が非課税である。
イ 令和5年度住民税均等割が課税されている他の親族等からの扶養を、世帯全員が受けていない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、親や子ども等、家族に確認してください。
【均等割のみ課税世帯の子ども加算給付金の場合】
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が非課税(均等割のみ課税又はすべて非課税)である。
イ 令和5年度住民税均等割が課税されている他の親族等からの扶養を、世帯全員が受けていない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、親や子ども等、家族に確認してください。
- ② 世帯の中に、未申告である者はいません。(令和5年1月1日時点で18歳未満の者は除く)
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、飯能市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、飯能市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 令和6年5月31日までに、申請書(請求書)の不備等があり、振込不能等の事由により支払が完了出来なかった場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、修正申告等により令和5年度住民税が課税となった場合、速やかに申し出るとともに、給付金を返還します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 6 年 月 日 申請者氏名

提出書類

- ※1 非課税世帯給付金または均等割のみ課税世帯給付金と同時申請の場合はB・C・Dの3点は提出不要です。
※2 既に受給済み、申請済みの方の場合、提出書類が省略できるものがありますので、お問い合わせください。

- A: 令和5年度飯能市低所得者の子育て世帯に対する加算給付金申請書(請求書)**
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- B: 『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』**
※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)のいずれかをご用意ください。
※ 代理人が申請・受給する場合は世帯主の本人確認書類に加えて
 『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』
※ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(コピー)
- C: 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』**
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※ 令和5年1月2日以降に飯能市に転入された方は上記に加えて

- D: 『転入された方の令和5年度住民税課税(非課税)証明書』**
※ 令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で発行してもらってください。(令和5年1月1日時点で18歳未満の者は不要です)